

第10号議案

令和7年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算

令和7年度南魚沼市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,311,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

令和7年3月3日提出

南魚沼市長 林 茂 男